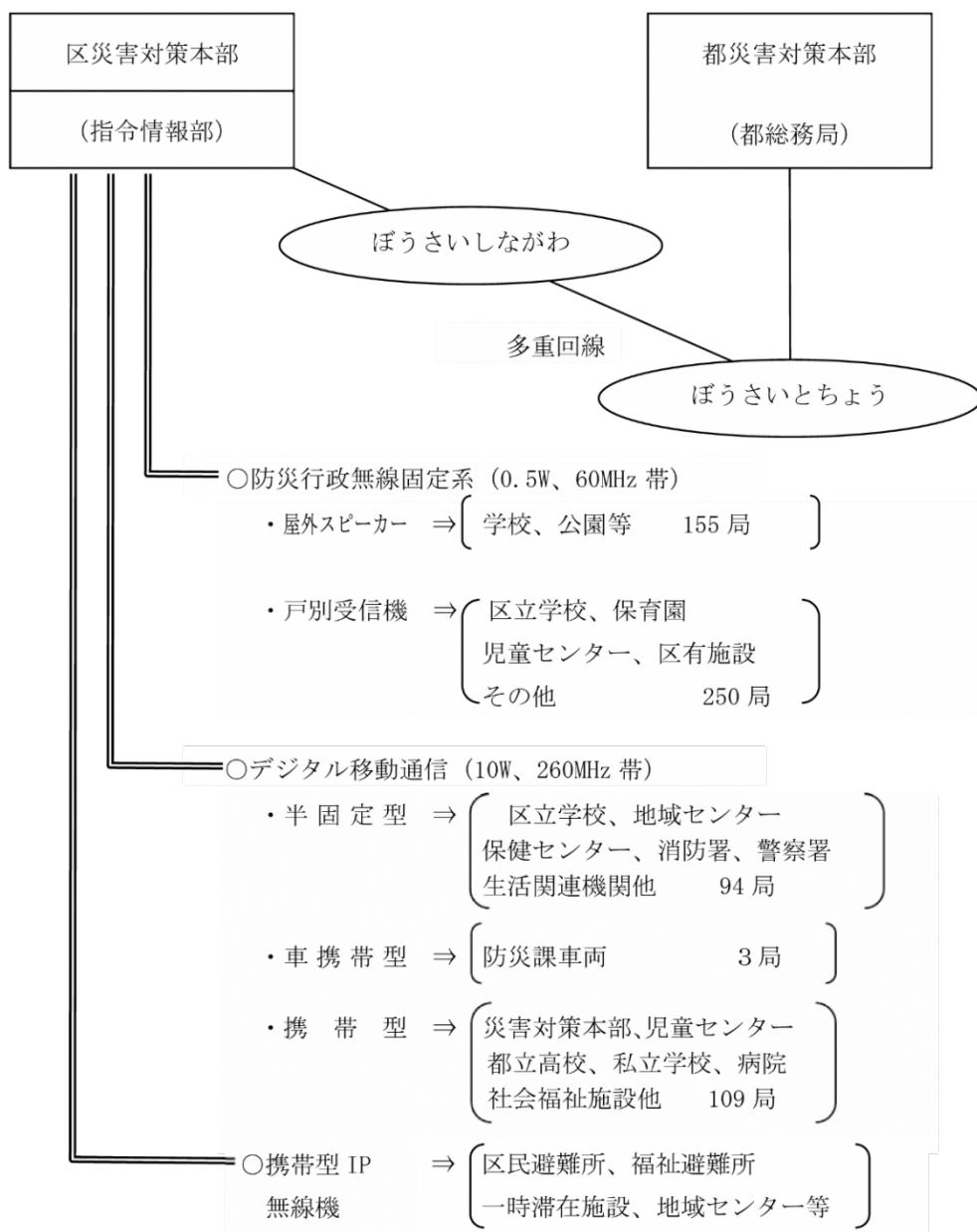


## 工 防災関連設備・施設等

### a. 防災行政無線

品川区では、平成 19 年度よりデジタル移動通信を導入している。防災関連機関のほか、災害時に避難所となる児童センターや私立学校等に機器を配備している。無線通信系統図は、以下のとおりである。

図表 47 無線通信系統図 38



## b. 給水拠点

給水拠点は、以下のとおりである。

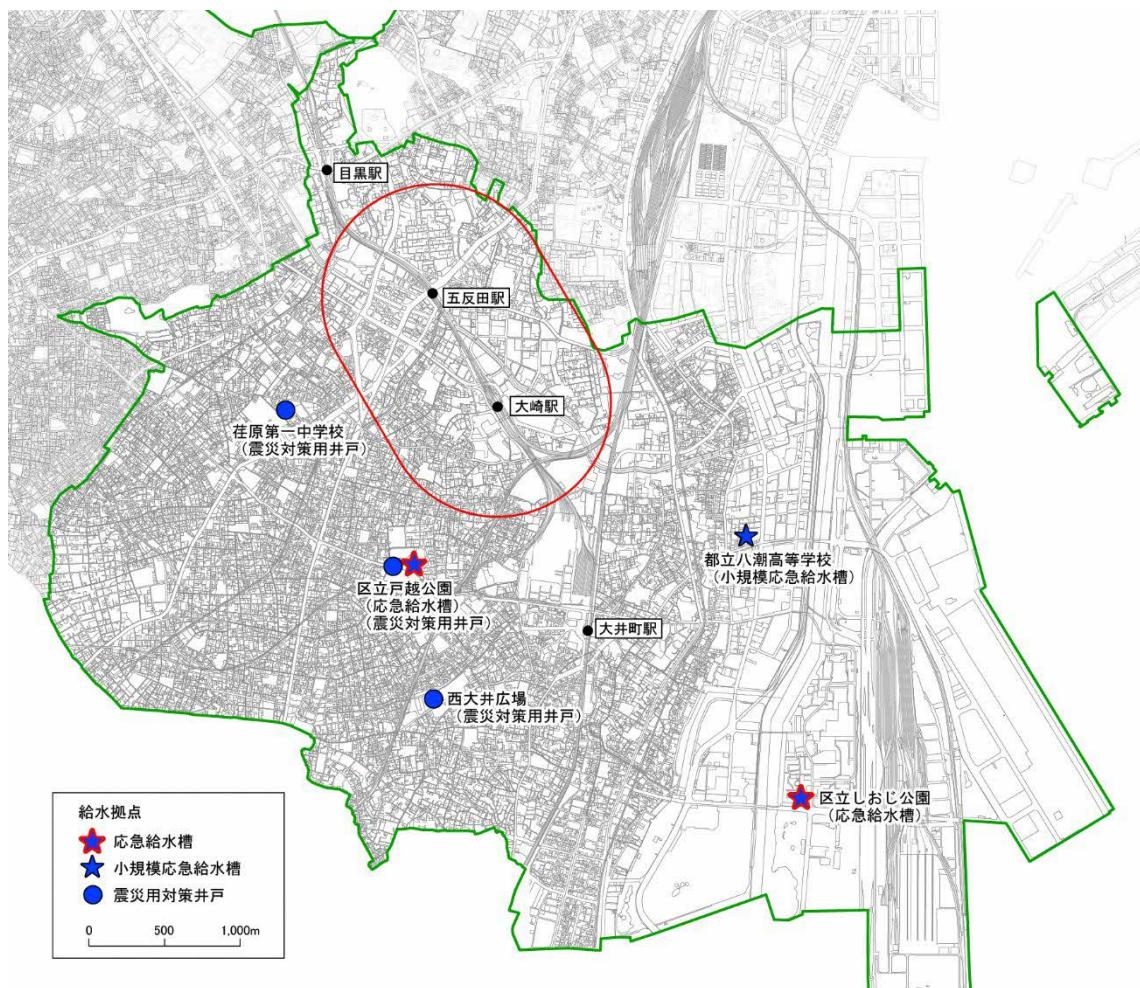
図表 48 給水拠点となる施設一覧<sup>39</sup>

| 施設名                | 住所          | 使用可能水量               |
|--------------------|-------------|----------------------|
| 区立戸越公園（応急給水槽）      | 豊町2丁目1-30   | 1,500 m <sup>3</sup> |
| 区立しおじ公園（応急給水槽）     | 八潮5丁目6      | 1,500 m <sup>3</sup> |
| 都立八潮高等学校（小規模応急給水槽） | 東品川3丁目27-22 | 100 m <sup>3</sup>   |

また、震災対策用井戸の設置状況は、以下のとおりである。

図表 49 震災対策用井戸<sup>40</sup>

| 設置場所    | 住所         | 日量                 |
|---------|------------|--------------------|
| 西大井広場   | 西大井1丁目4-10 | 約250m <sup>3</sup> |
| 戸越公園    | 豊町2丁目1-30  | 約170m <sup>3</sup> |
| 荏原第一中学校 | 荏原1丁目24-30 | 約260m <sup>3</sup> |

図表 50 給水拠点、震災対策用井戸位置図<sup>1</sup>

## 2. 現況および課題の把握

### c. 災害時の交通規制・緊急輸送道路

#### 【第一次交通規制】

道路交通法に基づき警視庁が実施し、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するための交通規制である。

- ・環状七号線から都心方向への車両は通行禁止となる。(環状七号線は迂回路として通行することが可能)
- ・環状八号線から都心方向への車両の通行は抑制される。
- ・下記の7路線が「緊急自動車専用路」となり、緊急自動車等以外の一般車両の通行が禁止される。

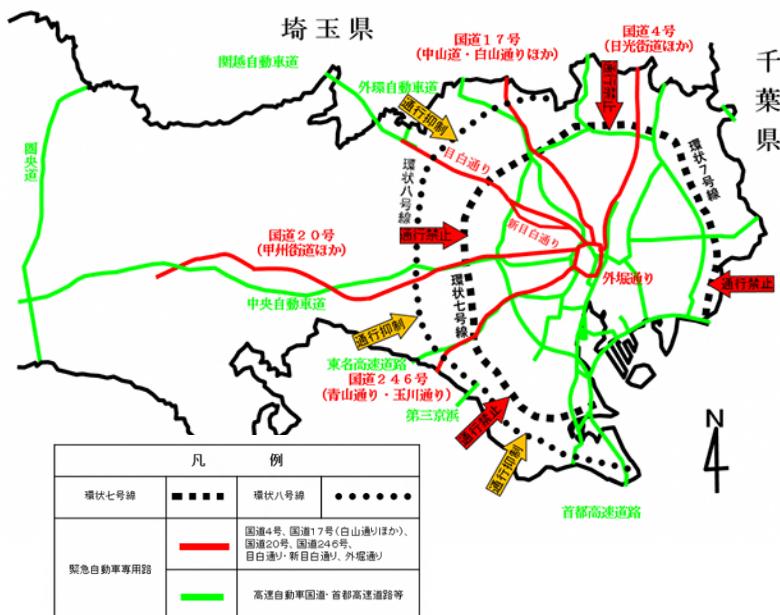
図表 51 第一次交通規制道路一覧 41

|      |                 |                 |
|------|-----------------|-----------------|
| 国 道  | 4号(日光街道ほか)      | 17号(中山道・白山通りほか) |
|      | 20号(甲州街道ほか)     | 246号(青山通り・玉川通り) |
| 都 道  | 目白通り、新目白通り、外堀通り |                 |
| 高速道路 | 高速自動車国道・首都高速道路  |                 |

※ 高速自動車道と首都高速道路を合わせて1路線とする。

※ 被災状況によって、上記以外の路線を指定することがある。

図表 52 第一次交通規制 (大震災発生直後から) 42



### 【第二次交通規制】

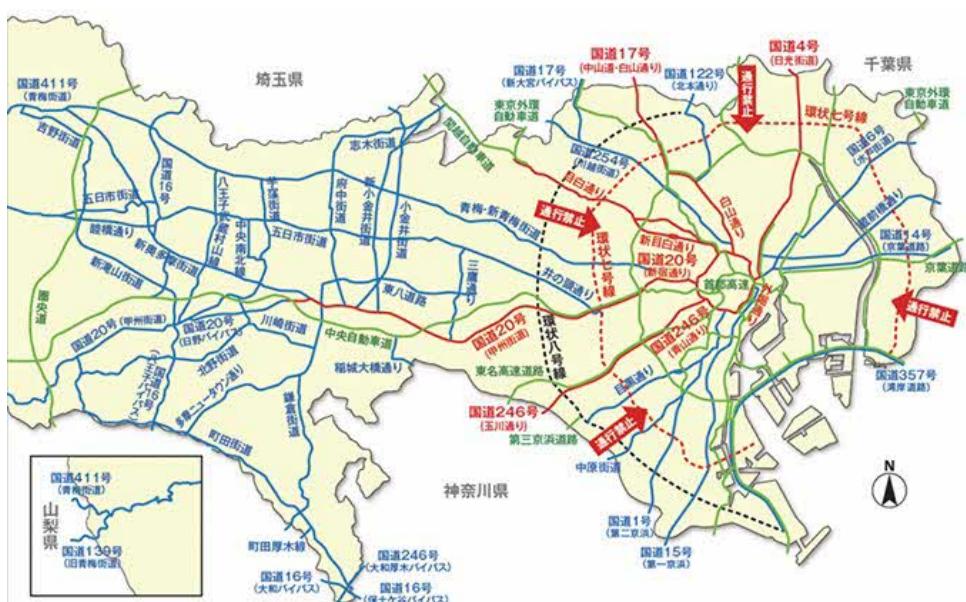
災害対策基本法に基づき警視庁が実施する交通規制で、災害応急対策に従事する緊急通行車両等の円滑な通行を確保するための交通規制である。

- 下記の 31 路線のうち、被害状況、道路交通状況、災害応急対策の進捗状況等を勘案し、必要な路線が「緊急交通路」に指定されている。

図表 53 緊急交通路一覧

| 第一京浜     | 第二京浜   | 中原街道  | 目黒通り       |
|----------|--------|-------|------------|
| 青梅・新青梅街道 | 川越街道   | 北本通り  | 水戸街道       |
| 蔵前橋通り    | 京葉道路   | 井の頭通り | 三鷹通り       |
| 東八道路     | 小金井街道  | 志木街道  | 府中街道       |
| 芋窪街道     | 五日市街道  | 中央南北線 | 八王子武蔵村山線   |
| 三ツ木八王子線  | 新奥多摩街道 | 小作北通り | 吉野街道       |
| 滝山街道     | 北野街道   | 川崎街道  | 多摩ニュータウン通り |
| 鎌倉街道     | 町田街道   |       | 大和バイパス     |

図表 54 第二次交通規制（被害状況および道路状況を勘案した上で実施）<sup>43</sup>

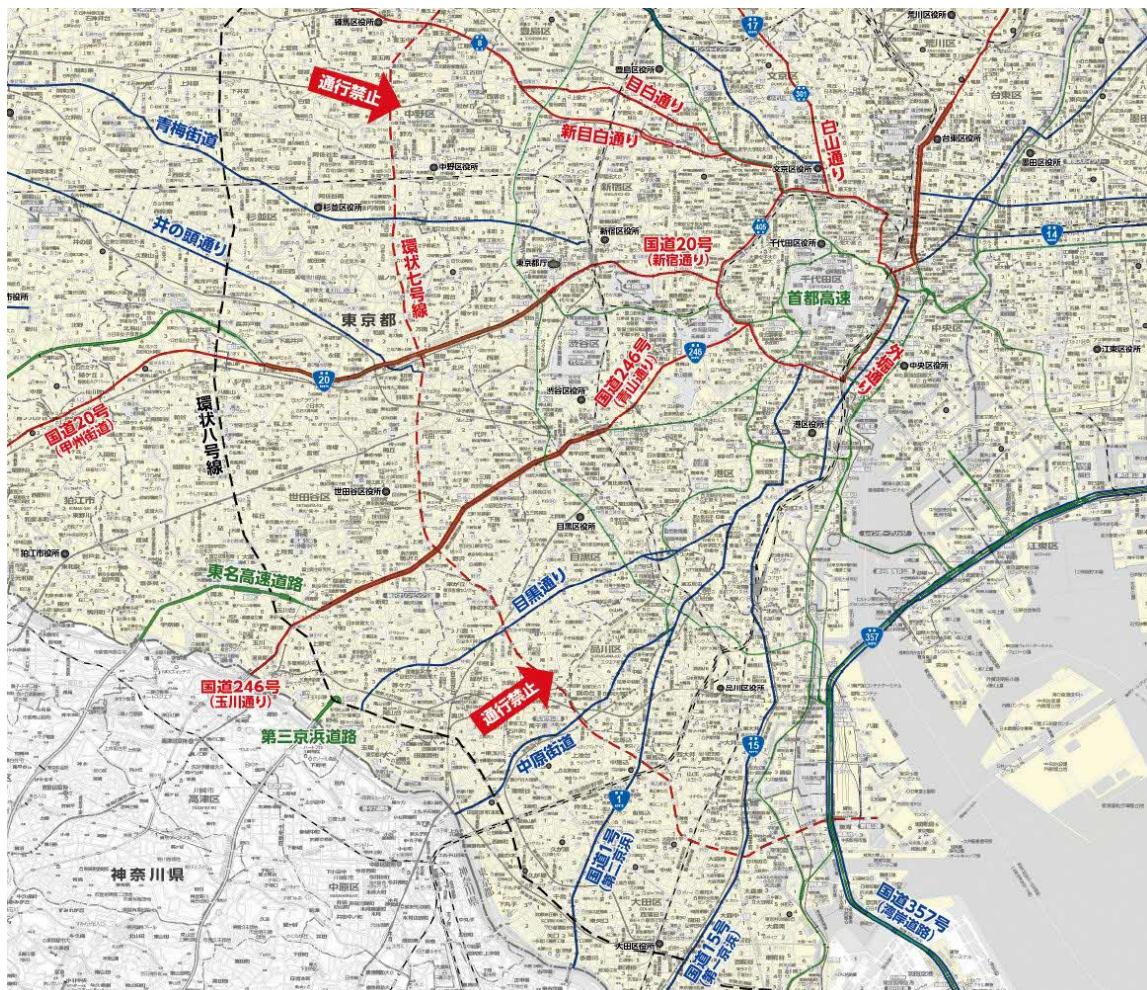


| 凡 例   |       |   |           |
|-------|-------|---|-----------|
| 環状七号線 | ----- | 環状八号線   | · · · · · |
| 緊急交通路 | ——    | 優先して指定する路線<br>(国道4号・国道17号(白山通りほか)・国道2号・国道246号・自白通り・新自白通り・外・内割り) |           |
|       | ——    | 優先して指定する路線<br>(高速自動車国道・首都高速道路等)                                 |           |
|       | ——    | 被害状況により指定する路線   |           |

## 2. 現況および課題の把握

大崎駅周辺地域における緊急自動車専用路および緊急交通路は、首都高速2号目黒線、第二京浜の2路線となっている。

図表 55 緊急自動車専用路・緊急交通路 詳細図 44



第一次交通規制…緊急自動車専用路 (一般道路) (高速自動車国道・首都高速道路等)

第二次交通規制…緊急交通路 (一般道路) (高速自動車国道・首都高速道路等)

(35路線) (注記1)

### 【緊急輸送道路、特定緊急輸送道路】

緊急輸送道路とは、発災直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいう。

大崎駅周辺地域における緊急輸送道路は、以下のとおりである。

- ・一般緊急輸送道路：主要地方道317号線、補助163号線
- ・特定緊急輸送道路：国道1号、中原街道
- ・大崎駅周辺地域では、五反田駅前を横断する国道1号（桜田通り、第二京浜）が特定緊急輸送道路、大崎駅前を横断する都道317号線（山手通り）と大崎駅南側の百反通りが緊急輸送道路に指定されている。
- ・緊急輸送道路は災害時に横断が制限されるため避難路設定にあたって注意が必要である。

図表 56 緊急輸送道路・特定緊急輸送道路 1, 45

